

名誉会員規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人越谷アイティ・ネットの定款第2章第6条3項に定める特別会員に名誉会員を含め、定款第6章第49条に基づきその施行細則を定める。

(対象者)

第2条 この法人に多大な貢献をした、あるいは貢献しようとする者が、正会員として常時活動でない場合の個人。

(入会金)

第3条 名誉会員の入会金は免除する。

(年会費)

第4条 名誉会員の年会費は免除する。

(その他)

第5条 前各条に定めのないものは正会員の規程に準ずるものとする。

(附則)

この規程は、平成20年 5月24日から施行する。